

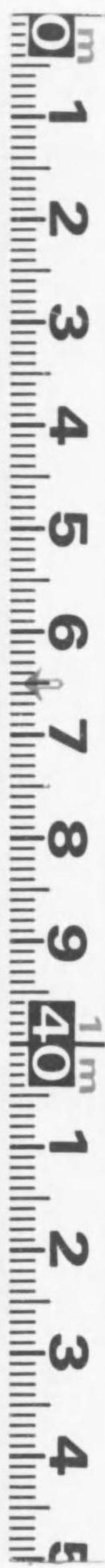
特273

747

杉浦恂太郎著

教育勅語
幻燈畫解說

東京
進成社



始



持 273
747

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠
テ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民
ト俱ニ率々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコト
ヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠
ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠
ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ
濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ
淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟
ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持
シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智
能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世
務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩
急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運
ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣
民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯
彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子
孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シ
テ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民
ト俱ニ率々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコト
ヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

緒言

一 此書は明治二十三年十月の勅語に就き皇基、忠節、孝行を
始めとし古今の事實を採集して幻燈に映寫し之が解説
を附し以て後進子弟の一助に供せんと欲す題して教育
勅語幻燈畫解説と曰ふ

一 此書は事實を記する毎に勅語を掲げ僭越の罪を顧みず
敢て私解を爲すものは唯 陛下の聖徳を仰察し奉り後
進子弟をして聖旨のある所を深く服膺せしめんとの微
衷に外ならざるなり

一 此書の文章字義語格等は間不充分なるものありと雖も
務めて子弟の理會し易きを旨とし簡約に従へり實際應

用に臨み謫劣を咎めず誤を正し足らざるを補はるゝこと
とあらば幸甚

杉浦恂太郎謹識

勅語幻燈畫解説

目録

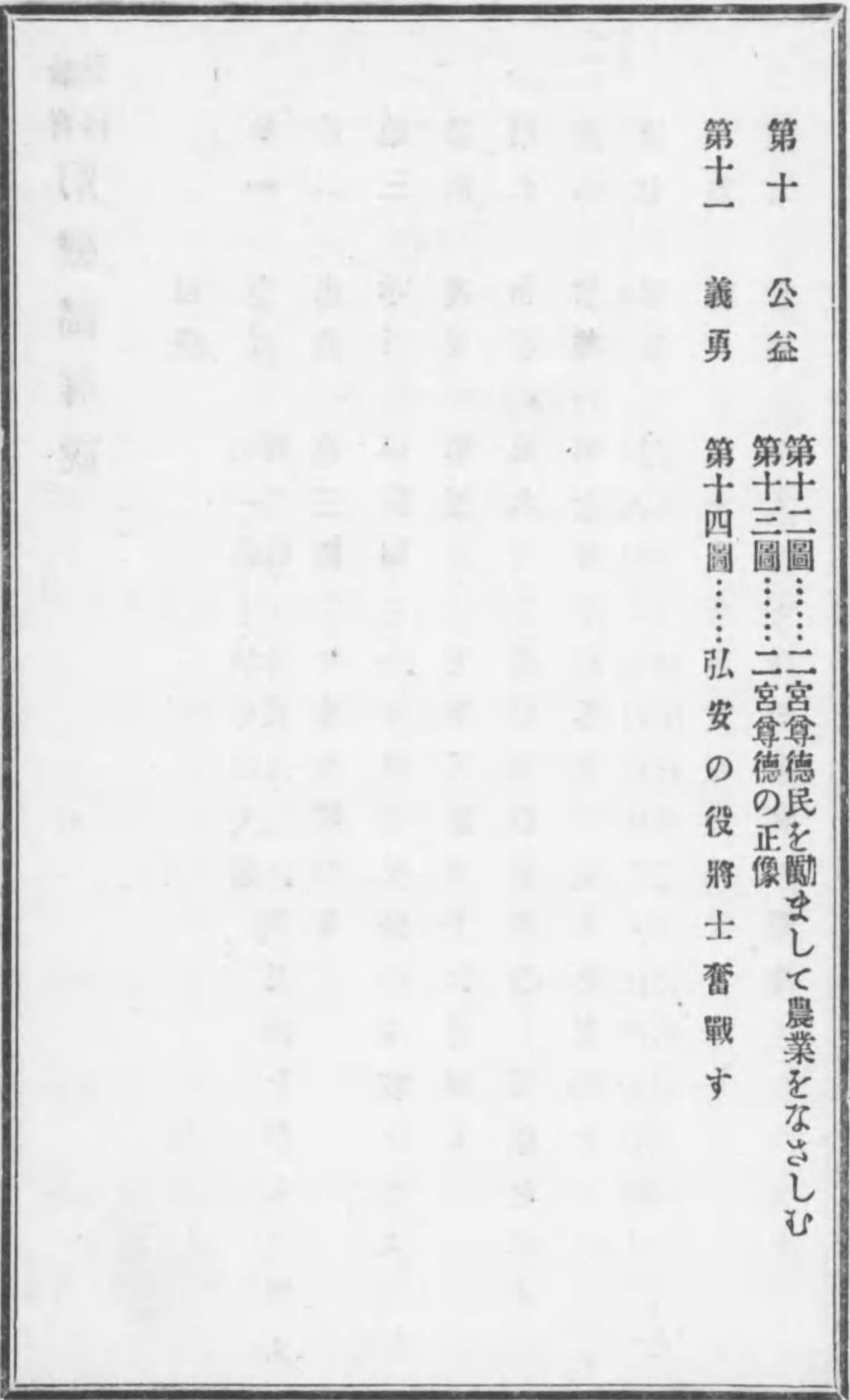
第一	皇基	第一圖……伊勢の大廟
第二	忠節	第二圖……神武天皇祖天神を祭らせ給ふ
第三	孝行	第三圖……菅原道真の像
第四	友愛	第四圖……松平好房父母の左右に事ふ
第五	和順	第五圖……毛利元就諸子に遺訓す
第六	信義	第六圖……瀧長愷の妻赤白の絲毬を示す
第七	恭儉	第七圖……藤原忠平道真を慰問す
第八	博愛	第八圖……徳川家康夫人に恭儉を説く
第九	勤學	第九圖……徳川家康近臣を戒む
		第十圖……奥貫正助飢民を賑す
		第十一圖……藤田東湖の勤學

第十 公益

第十二圖……二宮尊徳民を勵まして農業をなさしむ
第十三圖……二宮尊徳の正像

第十一 義勇

第十四圖……弘安の役將士奮戦す



勅語幻燈畫解説

杉浦恂太郎謹撰



第一 皇基

第一圖……伊勢大廟

我が日本帝國たる久し、大古の時、天照皇大神始めて、皇孫瓊々杵尊を降し給ひて、此の國土に君臨せしめ、以て我が帝國の基礎を開き給へり、其功業大に、規模宏遠にして、徳政を敷き、明教を垂れ、臣民を愛育し給ひしこと深く厚し、其御光りは、日月と俱に輝きて、我が皇室と、臣民と榮へ、千萬世も變ることなく、國躰の益々尊きは、誠に偶然にあらざるなり、
第二圖……神武天皇皇祖天神を祭らせ給ふ

神武天皇は、天照大神四世の孫、鷓鴣草葺不合尊の御子にして、八皇初代の君上あり、天皇、諸皇族と議り、自ら舟師を率ひて、日向を發し、東征して、諸王化に従はざる徒を討ち平げ、遂に海内を統一し給ひて、都を大和の橿原の地に奠められ、元年春庚辰朔、橿原の宮に即位し、天璽、神鏡、寶劔を正殿に奉安し、億兆臣民を覆育せられ、以て天業を恢弘し給へり、四年甲申詔して曰く、「我が皇祖ノ靈ヤ、天ヨリ降鑑シ、朕ガ躬ヲ光助ス、今諸虜己ニ平ギ、海内無事ナリ、以テ天神ヲ郊祀シ、用テ大孝ヲ申ブ可シ」と乃ち時を鳥見山に作り、皇祖天神を祭り給へり、

勅語に、「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ルコト深厚ナリ」と聖諭し給へり、神武天皇御即位より、二千五百有

餘年の久しき、皇統連綿として、寶祚の隆んある、天壤と與に窮りなく、御歴代の天皇、皆明德を明かにして、照臨し給ひ、臣民各其所を得て、君上を敬ひ、親み、國を愛し、益々國躰の隆盛を致せり、是れ誠に、皇祖皇宗の仁恩厚く、德澤の深きに、基かざるものあらんや、

第二 忠節

第三圖……菅原道眞の像

菅原道眞は、醍醐天皇の朝、右大臣と爲り、藤原時平と與に政を執りし人あり、道眞、博學にして、徳望あり、誠忠の心深く、政務を綜理し、裁決すること流るゝが如し、時平意に之を擇ばず、遂に天皇に譖しければ、道眞貶されて、太宰權帥と爲れり、

行くに臨み歌を作り、宇多法皇に訴て曰く「流れゆく、我身もくつとありぬとも、君しからみとなりてとゞめよ」と遂に謫所に赴けり、道真は五朝に歴事し最も宇多天皇の御親任を蒙れり、配所に在りと雖も忠愛の志念厚く、未だ曾て一日も君を忘れず、九月十日詩を賦して曰く「去年、今夜侍_ニ清涼_ヲ。秋思詩篇獨斷腸。恩賜御衣今在_レ此。捧持毎日拜_ニ餘香_ヲ。」と誠忠の志深きこと此の如し、聞く者涕を垂れて、感せざるはなかりしとなん

勅語に「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ」と聖諭し給へり、我が帝國臣民は、皇祖皇宗の德澤に浴し、明教を戴し奉り、深く其心に入り、忠義を盡し、孝道を重んじ、全國の臣民、心を一にして、數千年の久しき

世世忠孝の美行を濟して、皇威を海外に耀かせり、日本の國土に生れたる者、業の何たるを問はず其所に従て、誠忠を勵み、臣民たるの本分を全ふし、孝道を踐み行ひて、戻ることなきやう務めざるべけんや、

第三 孝行

第四圖……松平好房父母の左右に事ふ

松平好房と云へる人は、幼少より、よく文字を知り、孝養の心深く、常に父母の傍らにあるとき、行儀を正ふし、言語を和らげ、外に出づるときは、行く所を父母に告げ、歸るに時を違へず、必ず父母に面す、珍しき物を得ることあれば、必ず父母に進め、父母之を受くれば、喜び顔色に溢る、又父母より物を賜

へば、愛して失ふこと無し、追々成長するに及びて、愈父母を敬ひ、其志に違ふことなく、父母若し病あるときは、其傍を離れず、看護して、怠ることなし、已れ性來多病なれば、父母の之を憂んことを懼れて、自ら養生を務めたりといふ、
勅語に「爾臣民父母ニ孝ニ」と聖諭し給へり、父母は、我が身の本にして、身體、髮膚、皆之を父母より受け、父母の我を育つるや、其劬勞譬ふるに物なく、慈愛教訓至らざる所なし、其恩山よりも高く、海よりも深し、此の大恩に報ひん爲、父母を敬愛し日夜善く事へて、其心志を安んじ、子たる者の本分を盡すべし、夫れ孝は百行の基ひ、萬善の始めなり、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすを孝の終りとす、吳々も聖諭を戴し奉り、其始終を全ふする事を務ざるべけんや、

第四 友愛

第五圖……毛利元就諸子に遺訓す

毛利元就病で、將に死せむとするとき、諸子を前に呼び、其子の數の如く箭を取り集めて、一束となし、力を極めて之を折れども折れず、又一本づゝ取りて、隨て折れば隨て斷ゆ、因て戒めて曰く兄弟は猶此の箭の如し、互に相依り、相助けて事を濟し、必ず不和を生して、戻ること勿れど、次子隆景進み出で何事も皆欲より争を生ずるものなれば、欲を棄て、義を思はむ、和睦せざることなしと云ひければ、元就大に悦び、皆隆景が言を守りて忘ること勿れど、云ひて遂に没せり、元就の嫡孫輝元家を嗣ぎ、吉川元春、小早川隆景、兄弟心を協せて、

輝元を輔け、屢大敵と戦ひ、よく元就の遺業を墜さず、二人世を終るまで、山陰山陽十三州を守りて、寸地を失はざりしと
なん、

是れ元就の諸子を教ゆる宜しきを得たると、元春隆景兄弟のよく父の遺訓を守りて、友愛を全くしたるとに因るあり、勅語に「兄弟＝友＝」と聖諭し給へり、兄弟姉妹は恰も同根より生じたる數幹の如く、父母の骨肉、血統を分つこと均しく其慈愛養育の恩を受くること均しきものなれば、兄弟は弟妹を愛護し、弟妹は兄弟を敬ひて、よく其命に従ひ互に親み愛し、相依り、相助けて、幸福を進むるを以て任となすべし

第五 和順

第六圖……瀧長愷の妻赤白の絲毬を示す

長州萩の藩士に、瀧長愷と云へる人あり、博學にして、品行正しかりしかば、人皆尊敬せりといふ、長愷同藩士某の容貌醜く、年長けて未だ嫁せざる女子を娶りて、妻とせり、此の女子柔和にしてよく夫に事へ、又思慮深くして物事に注意し、夫を助け家を守りしかば、長愷も亦親み愛しけり、或る日夫の側にありて、周旋せしとき、袖より赤き絲にて製りたる毬を墜せり、長愷恠むで、其故を問ければ、女子愧ぢ入りたる顔をしていふやう、妾は性來愚かなれば、平日常事を行ふに悔ゆべきもの多し、心に其過を少くせんこと願ひ、嘗て赤白二個の毬を製り、日常之を左右の袖の中に藏め置き、過あれば赤毬の絲を増し、善く事を爲し得たるときは、白毬の絲を増し、一

二年の間は赤毬のみ益、大とあり、白毬は依然として増すことなし、是に於て自ら省み、更に慎み戒めたるに、今赤白二毬の大き漸く均しき至れり、此れ良人薰陶の致す所なりと云ひて、袖の中より白毬を出して示せり、長愷之を見て、其心掛の殊勝なるに感じ、且つ悦びて、自ら益々行を勵みしかば一家よく和合して榮へしとなん
勅語に「夫婦相和シ」と聖諭し給へり、夫婦は人の大倫にして一家の盛衰、子孫の榮枯、皆夫婦に基かざるはあし、夫は妻に對し、禮儀を正しくし職業を勵みて、一家の繁榮を謀り、妻は夫を敬ひて和順の道を守り苦樂を共にし、始終戻れることなく其間互に相親み相愛して和合し、一家を齊へ幸福を全ふすることを務めざるけんや、

第六 信義

第七圖……藤原忠平道具を慰問す

藤原忠平は時平の弟にして性温厚滋愛深く信義に厚き人なり、素より菅原道具と朋友の交り淺からざりしが、道具は兄時平の誣奏に逢ひて、太宰府に貶謫せられたり、忠平常に道具の不幸を悲み、其不自由を思ひ遣り、音問を爲し、物を送りて絶へす慰めけり、此の事兄の故を以て少しも嫌を生ぜず、時の人々は却りて其厚誼を嘆賞せりとなん
勅語に「朋友相信シ」と聖諭し給へり、身を脩め行を正ふして世に立んには朋友の輔けを須たざるへからず、朋友は互に信義忠實を重んじて交り、相裨益し歡樂を共にし、患難相救

ふを以て任どなし、一時の利害得失を以て其交りを渝ゆることとなく、始終情誼を全ふせんことを務めざるへんや、

第七 恭儉

第八圖……德川家康夫人に恭儉を説く

德川家康公の夫人或時公に申して曰く、公は常に澣濯の白衣を服せらるれども、之を婢女に澣はしむるも憚りあり、侍女をして濯はしむれば柔かなる手指血流るゝに至り、甚だ難む色あり、澣ひたる衣を服せられざるも宜しからずやと、公之を聞て曰く、婦女の理を解せざる之を言ふも益なかるへしと雖も、諱に我が言を聴け、卿等は駿府の倉庫のみを視ても其多きに駭くへし、京都、大坂、其他の地方に於けるも亦

倉庫あり、布帛は積で山を爲す、故に、日に百匹を服したりども其足らざることなし、されども子孫萬世の爲め、天下衆庶の爲めを思ふが故に、常に澣濯の衣を服すなり、何となれば天道は奢侈を惡むものなればなりと、

第九圖……德川家康近臣を戒む

德川家康公或時一室に入らんとして其袴を障子の鈎カギ匙サシに掛けたり、公手づから之を外づし、皺を直されたるに、近臣之を見て微笑する者あり、公曰く我れ袴を愛むにわらず、此の袴は貧しき婦女の辛苦に成りしものあり、人として其需用する所の品物は如何にして、成りしやを知らざれば、猶は禽獸に均し、故に常に四恩を思はずんば何を以て世に立んやと戒められしといふ

勅語に「恭儉已ヲ持シ」と聖諭し給へり、已れを恭しふして、諸事を慎み分限を守るを以て身を維ち家を安んじ、世に處するを得るなり、故に聖諭を奉體し、常に躬に行ひて恭儉の徳を全ふせむことを務むべきなり、

第八 博愛

第十圖……奥貫正助飢民を賑す

武藏國久下戸村の農に、奥貫正助といふ人あり、少くして、江戸に出て、學を修め家に歸りて、近傍の子弟に教授せり、寛保年中、關東に大水ありて、同國入間郡其害を被ること最も甚だしかりし、正助、食物を舟に載せ往て餓たる人々を救ひ、病者は家に連れ歸りて、療養を加へたる者數百人に及べり、又

父に請て曰く、大人平生兒に訓へて、儉約を力めしむ、此れ今日之急あることを豫め慮られしならむ、願くは貯蓄する所の物を舉て、之を救はむと、父喜で之を許せしかば、倉を發きて飢たる者を賑す、又家僕を戒めて、丁寧に接せしめけり、既して蓄ふる所の穀も罄ければ、金を齎して米麥粟等を買ひ集めしに金も亦盡きたれば、復父に請ひ田宅を質入して救助しけり、前後救濟せし所四十八箇村、十萬六千餘人に及ぶ、幕府錢帛を賜ひて之を賞し、門閭に旌表せりとなん、勅語に「博愛衆ニ及ホシ」と聖諭し給へり、愛の心は人々自然に備ふる徳なり、若し人に愛の徳なきときは、世の事一として成立つこと能はざるなり、而して愛を行ふに、自ら本末順序あれば、能く聖旨を戴し奉り、先づ父母、兄弟、夫婦、朋友を愛

し、此の心を推して、博く衆に及ぼすことを務むべきなり

第九 勤學

第十一圖……藤田東湖の勤學

藤田東湖は水戸藩士、藤田一正の長子なり、少きとき武藝を嗜み、年二十を踰へ、慨然として自ら奮て曰く、文武並び修めずんば士たるべからずとて、是より勤學怠らず、藩主の弟、敬三郎、東湖の勤勉を賞し、不息の二字を書して之を賜ふ、東湖天性豪爽にして大義を明にし、人心を正すを以て自ら任じ、敬神勤王を以て政教の根本とし、學問は世の用に適するを以て務めとなす、藩主に仕へて誠忠を盡し、大事に遇ふ毎に、死を以て自誓ひ、報國の志確乎として動かざりしといふ、

勅語に、學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シト聖諭し給へり學問を修めて知識を啓き業を習ひて技能を具へ兼て忠義、孝行、友愛、信實、恭儉等の善徳を成就し、以て世に立つことを務むべし、

第十 公益

第十二圖……二宮尊徳民を勵まして農業をなさしむ

二宮尊徳は、相摸國に生れ、幼より艱苦を嘗め、力行怠らず、傍ら學を勉め、成長するに及び自家を再興し、産を復せり、小田原藩主、尊徳の温良恭儉にして民を安んずるの才を懐けるを聞き、擧げ用ゐんことを思ひ、先づ分家宇津某の領地、野州櫻町にあるもの、民の風俗惡しく、田野荒れ衰へて、宇津家の

難義一方ならざれば、尊徳に興復の事を托せり、尊徳委任を受け、野州櫻町に至り、衆庶をして生活を聊んぜしむるを以て自ら任じ、大に開墾の業を興し、殖産に力を竭し、風雨寒暑の厭なく身を勞し、思を焦し、且つ民風を正ふすることを務め、日夜事に従へり、斯く自ら勤勞して、民を勵まし、業に就かしめしかば、貧しき者は産を得、禍を轉じて福を享けしめ、遂に回復の功成るに至れり、

第十三圖……二宮尊徳の正像

二宮尊徳、後、相馬中村藩主の委任を受け、事に従ひたり、當時天明度以來飢饉の後を承け、上下の困難甚だしく、民の死亡離散せしこと數知れず、田畑は荒れ廢れて、如何とも爲すべからざるに至れり、同藩士に草野正辰、池田胤直の二人あり、

誠忠を勵みて回復を謀り、尊徳に依りて、教を請ひけるに、尊徳日夜心を碎きて、丁寧親切に思慮し、數月にして、未來六十年間の長計を定め、書三冊を作りて、之に應じけり、藩主大に悦び、其實行を期しけるに、年を逐ふて、回復の實功を擧ぐるに至りしとある、

勅語に「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と聖諭し給へり、學問を勉めて知識を啓き、業を習ひて技能を具へ、兼て善徳を身に修めるは、獨り其身を善くするのみならず、尙進んで、自分の力に相應せる、公共の利益を爲し、農に、工に、商に、職業の何たるを問はず、國の爲、世の爲に、發達進歩を計りて、我が帝國臣民たる者の本分を盡さるべからざるなり、

第十一 義勇

第十四圖……弘安の役將士奮戦す

元の忽必烈、支那全土を併せ、其勢を以て、我が國をも従へんとし、使を遣はして好を通せんことを求めければ、朝廷命を鎌倉に下し給ひて、答書のことを議せしめられたり、鎌倉の執權、北條時宗、其書辭の無禮なるを怒りて、答書に及ばず、直に使者を逐ひ返せり、是より元主、使者を來らしむること前後六返に及べども、皆拒で納れざりし、元の兵三萬來りて壹岐對馬に寇しければ、時宗鎮西の諸將に令して赴き拒がしめ元の兵敗走せり、後元の使者九人長門に來り、必ず我が報を得んとて、堅く去らざりしかば、時宗使者を鎌倉に致し、龍の口に斬り、北條實政を以て鎮西の探頭とし、諸將を率ゐて

益々兵備を嚴にせしむ、弘安四年元主、范文虎を以て將とし舟師十萬餘人を率ゐて、先づ太宰府の水城に來り寇す、實政等力戰して之を拒ぎ、敵兵鷹の島に退きて之に據る、此の時に當り、龜山上皇痛く聖慮を惱まし給ひ、御身を以て、國難に代へんと、伊勢の神宮に祈願し給へり、其國と民とを憂ひ給へる、聖慮の程は、實に有難き次第なり、七月晦日夜、會々大風雷起り、敵艦敗壞す、少貳景資等勢を得て奮撃し、敵兵を鑿にし、伏屍海を蔽ふ、其の脱れて還るもの僅に三人なりしと云ふ

勅語に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」と聖諭し給へり、我々臣民は此の明治の聖代に遇ひ、百事日に進み、太平の恩澤に浴すと雖も無事の日に於て有事の時を思ひ、治に居て亂を

忘れざるは陛下へ對し奉り、國家へ對し忠愛の真心なり、抑も我々臣民は、常に國家と休戚を共にするが故に、國家の危難は即ち我々臣民の危難なれば、萬一國に事變起ることあらんには、君の爲、國の爲に、身命を顧みず正義を重んじ、勇氣を奮ひて力を竭さざるべからざるなり

勅語幻燈畫解説 終

定價金六錢五厘

明治二十五年四月五日印刷
全 年四月七日出版

著作者

東京府士族

杉浦 恂太郎

東京市本郷區元町二丁目五十番地

發行者

栃木縣士族

進成社 三原 親輔

東京市本郷區元町二丁目十四番地



版權 所有

印刷者

熊田 宜遜

東京市神田區松下町十三番地

東京熊田活版所印行

終

